

鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を国事業の産地生産基盤パワーアップ事業（以下「国事業」という。）を活用して推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

2 補助事業の実施に当たっては、別表の第8欄に定める要件を満たさなければならない。

また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

(交付対象者等)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とし、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めるものとする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。同表第6欄及び第7欄に定める額を限度とする。）に同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の額は、前項の補助金から国事業の補助金を減じて得た額に3分の1を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切上げるものとする。）に国及び県の事業の補助金を加えて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

- 第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長が、その財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第5欄に定める変更以外の変更とする。
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(着手届を要しない場合)

- 第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号若しくは第2号又は次項に規定する場合以外のすべての場合とする。
- 2 地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、事業の内容が明確となり、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体は、交付決定前であっても、交付決定前着工（着手）届を提出することにより、着工等を行うことができるものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で、交付決定前着工（着手）届の提出をし、行うものとする。

(実績報告の時期等)

- 第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。
- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類

は、様式第1号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。
- 2 第7条第1項の規定は、規則第16条本文の規定による市長の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について県の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。
- 3 規則第16条第4号の財産は、次の各号いずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上のパイプハウス、機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

- 第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業より取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

（財産に関する書類の保管）

- 第13条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

（雑則）

- 第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取市農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第8条関係）

1		2
事業名	内容	取組主体
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	<p>スイカ、トマト、葉物類（ホウレンソウ等）、アスパラガス、花き、ブドウなどの産地を発展させるために、JA、農業者グループ等が導入する鳥取型低コストハウスの新たな整備</p> <p><補助対象>次の条件をすべて満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）別表2の採択要件を満たすこと。 ・県が指定する施設園芸品目等を栽培すること。 ・育苗ハウス（白ねぎ、ブロッコリー）を導入する場合は、対象品目の栽培面積が10a以上増加することとし、育苗に必要なハウス面積の目安は別記の取扱いとする。 ・なお、純増する栽培面積に応じた育苗に要するハウス面積のみを補助対象とする。また、白ねぎ、ブロッコリー以外の育苗ハウスについては、規模要件等、別途協議して決定する。 ・雨よけ仕様を設置する場合、対象品目はトマトに限る。 ・2条雨よけ仕様を設置する場合、対象品目はアスパラガスに限る。 ・ブドウ用雨よけハウスを設置する場合は、対象品目はブドウに限る。 	農業者生産法人 生産組織 JA等
3 補助対象経費		4 補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストハウス設置に係る経費 ・鳥取型低コストハウスと一体的に整備する内部設備等の設置に係る経費（注） 		5 補助事業の重要な変更
		3分の2
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の名称変更 ・事業の中止又は廃止 ・補助金の増額

（注）対象品目はトマト、イチゴ、ブドウに限る。また、補助対象はハウスの内張（トマト、イチゴ）、高設栽培用ベンチー式（イチゴ）、果樹棚（ブドウ）及び天井換気装置（ブドウ）に限る。なお、リース導入の機械等は補助対象外。

鳥取型低コストハウス設置の補助対象経費の限度額

鳥取型低コストハウス	面積あたりの補助対象経費の限度額		
	240 m ² 未満	240 m ² 以上～ 300 m ² 未満	300 m ² 以上
耐雪型	7,700 円/m ²	7,300 円/m ²	6,800 円/m ²
通常型	6,600 円/m ²	6,100 円/m ²	5,800 円/m ²
耐雪型（トマト雨よけ仕様）	5,800 円/m ²	5,500 円/m ²	5,100 円/m ²
通常型（トマト雨よけ仕様）	5,000 円/m ²	4,600 円/m ²	4,400 円/m ²

雨よけハウス		面積あたりの補助対象経費の限度額
アスパラガス	2条雨よけハウス 間口4m以下	3,450 円/m ²
ブドウ	間口1.5m以下	2,700 円/m ²

鳥取型低コストハウスと一体的に整備する内部設備等の補助対象経費の限度額

品目	設備名称等	面積または奥行あたりの 補助対象経費の限度額
トマト	内張（実際の被覆面積）	1,800 円/m ²
イチゴ	内張（実際の被覆面積）	1,800 円/m ²
	高設栽培用ベンチ一式 （排水設備、床面被覆、灌水設備（井戸、 液肥混入機を除く）を含む）	17,200 円/m
ブドウ	果樹棚	1,500 円/m ²
	天井換気装置	2,000 円/m

その他

ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

様式第1号（第6条、第10条関係）

鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業
計画書及び収支予算書（又は実績報告書及び収支決算書）

1 事業の実施方針（実施結果）

2 事業実施主体

3 事業の内容

（1-1）鳥取型低コストハウスの設置

番号	品目	設置場所	仕様	事業量	事業費	備考
			耐雪型	a	円	
			通常型	a	円	
			耐雪型（雨よけ）	a	円	
			通常型（雨よけ）	a	円	
			2条雨よけ	a	円	
			ブドウ用雨よけ	a	円	
			耐雪型	a	円	
			通常型	a	円	
			耐雪型（雨よけ）	a	円	
			通常型（雨よけ）	a	円	
			2条雨よけ	a	円	
			ブドウ用雨よけ	a	円	
				a	円	
				a	円	
				a	円	
				a	円	
				a	円	
				a	円	
計			耐雪型	a	円	
			通常型	a	円	
			耐雪型（雨よけ）	a	円	
			通常型（雨よけ）	a	円	
			2条雨よけ	a	円	
			ブドウ用雨よけ	a	円	

（注1）雨よけ仕様はトマト、2条雨よけ仕様はアスパラガス、ブドウ用雨よけ仕様はブドウに限る。

（注2）ハウスの設置棟数が多い場合、一覧表を別添とすることも可能とする。

（1-2）鳥取型低コストハウスの内部設備

番号	設備の内容	事業量	事業費	備考
		a	円	
計			円	

(注1) 番号は設備を導入するハウスの(1-1)鳥取型低コストハウスの番号と同じものを用いる。

(注2) 補助対象品目はトマト、イチゴ、ブドウに限る。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内 訳		備考
		市町村費	その他	
(1-1) 鳥取型低コストハ ウスの設置	円	円	円	
(1-2) 鳥取型低コストハ ウスの内部設備	円	円	円	
合 計	円	円	円	

5 事業完了予定 (又は完了) 年月日

6 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国・県補助金 市町村 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

7 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（ 年 月）・対象施設を導入しない）

※ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

8 他の補助金の活用の有無（有・無）

いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

9 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

添付資料（実績報告時）

実施設計書、位置図、現況写真、概算見積書の写し

（4者以上の見積もりを実施したことが分かる書類、出来高設計書、位置図、完成写真、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）など）

ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

鳥取市長 様

補助事業者名

年 月 日付か鳥取市指令受 第 号で交付決定のあった 年度
鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金について、鳥取市鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。基準額の算定について考える。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額
(年 月 日付か 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額
(3-2) × 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |

(注) 参考となる書類を添付すること。